

## ○神崎市水の郷再生市民会議設置要綱

令和3年7月29日

要綱第46号

(設置)

第1条 神崎市内河川及び水路の浄化及び配水を積極的に推進し、水環境の保全及び美しい自然の保持を図り、一体となって河川及び水路の再生化市民運動を展開することを目的に必要となる事項について協議するため、神崎市水の郷再生市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 市民会議は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 河川及び水路の浄化及び配水に関する事項
- (2) 水環境保全意識の普及・啓発に関する事項
- (3) 水環境保全活動への支援に関する事項
- (4) 関係機関との連絡協調に関する事項
- (5) 市民会議の運営方法その他市民会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体を代表する者
- (3) 地元団体を代表する者
- (4) 地元企業を代表する者
- (5) 市民団体を代表する者
- (6) 地域を代表する者
- (7) 神崎市文化財観光案内専門員
- (8) 神崎市地域おこし協力隊
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱からその日以後最初の3月31日までとする。

ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、市民会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を市民会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 4 市民会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 市民会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(顧問及びアドバイザー)

第7条 市民会議に、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問及びアドバイザーは、市長の推薦するものをもって充てる。
- 3 アドバイザーは、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、産業建設部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に行われる市民会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。